

大和市認可地縁団体に関する印鑑条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、認可地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

本条は、この条例を制定する目的が、市が認可した地縁団体の代表者等に係る印鑑の登録及び証明について、申請手続きなどの必要な事項を定めたものであることを明記しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認可地縁団体 町又は字の区域その他本市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の規定に基づき市長の認可を受けたものをいう。

(2) 代表者等 認可地縁団体の代表者又は次に掲げる者が選任されているときは代表者に代えてこれらの者をいう。

ア 法第260条の9に規定する仮代表者

イ 法第260条の10に規定する特別代理人

ウ 法第260条の24及び第260条の25に規定する清算人

エ 民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する仮処分命令により選任された代表者の職務代行者

(3) 団体印鑑 認可地縁団体の代表者等に係る印鑑をいう。

(4) 個人印鑑 大和市印鑑条例(昭和51年大和市条例第23号)により登録している代表者等の個人の印鑑をいう。

【趣旨】

本条は、本条例で用いる用語の意義を明らかにしたものです。

【解説】

<第1号関係>

本号では「認可地縁団体」の意味する範囲を規定するものです。「町又は字の区域その他本市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」とは、本市ではいわゆる自治会を指します。認可地縁団体とは、自治会のうち市長の認可を受けた団体をいいます。

<第2号関係>

代表者等とは、認可地縁団体の代表者のほか、次に掲げる者をいいます。

- ア 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- イ 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- ウ 地方自治法第260条の24及び第260条の25に規定する清算人
- エ 民事保全法(平成元年法律第91号)第56条に規定する仮処分命令により選任された代表者の職務代行者

<第3号・第4号関係>

団体印鑑とは認可地縁団体の代表者等に係る代表者印をいい、これに対して、個人印鑑とは代表者等が代表者であることに関わらず、一個人として大和市印鑑条例(昭和51年大和市条例第23号)により登録している印鑑をいいます。

(登録資格)

第3条 団体印鑑の登録を受けることができる者は、代表者等とする。

【趣旨】

本条は、団体印鑑の登録が可能な者について定めています。

【解説】

代表者等とは、認可地縁団体の代表者のほか、第2条第2号に規定する仮代表者、特別代理人、清算人、職務代行者をいい、これらの者に限り団体印鑑の登録を申請し、団体印鑑の登録を受けることができます。

(登録申請)

第4条 団体印鑑の登録を受けようとする代表者等(以下「登録申請者」という。)は、登録を受けようとする団体印鑑を自ら持参し、市長に登録の申請をしなければならない。

2 前項の場合において、登録申請者は、登録の申請に際して市長に提出する申請書に個人印鑑を押印しなければならない。

【趣旨】

本条は、団体印鑑の登録をしようとする場合の申請方法について定めています。

【解説】

<第1項関係>

認可地縁団体の代表者等が団体印鑑を登録しようとする場合は、自ら団体印鑑を持参し、市

長に対して登録の申請をしなければなりません。なお、第13条の規定により代理人の申請も認められています。

< 第2項関係 >

団体印鑑の登録をしようとする認可地縁団体の代表者等は、認可地縁団体印鑑登録申請書(第1号様式)に、認可地縁団体の代表者等の個人印鑑を押印し、これに個人印鑑の印鑑登録証明書を添付して申請しなければなりません。

(登録印鑑の制限)

第5条 登録を受けることができる団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

2 登録を受けようとする団体印鑑が、次の各号の1に該当する場合は、団体印鑑の登録を受けることができない。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影の不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判断が困難なもの
- (4) その他登録を受けようとする団体印鑑として適当でないと市長が認めたもの

【趣旨】

本条は、登録しようとする団体印鑑の形状などの制限について定めています。

【解説】

< 第1項関係 >

団体印鑑として登録できる数は、1団体につき1個となっています。

< 第2項関係 >

団体印鑑として登録できる印鑑は、第1号から第4号のいずれにも該当しないものでなければなりません。

(印鑑の登録)

第6条 市長は、第4条の規定による登録申請があったときは、次に掲げる事項を認可地縁団体印鑑登録票(以下「印鑑登録票」という。)に登録しなければならない。

- (1) 印影
- (2) 登録番号
- (3) 登録年月日

- (4) 認可地縁団体の名称
- (5) 認可地縁団体の事務所の所在地
- (6) 認可地縁団体の認可年月日
- (7) 登録資格
- (8) 代表者等の氏名
- (9) 代表者等の生年月日
- (10) 代表者等の住所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

【趣旨】

本条は、市長が申請を受けて団体印鑑を登録する場合に、認可地縁団体印鑑登録票に記載する項目について定めています。

【解説】

市長は、団体印鑑の登録の申請を受けた場合は、認可地縁団体印鑑登録票に第1号から第11号に定める項目を登録しなければなりません。

第7号の登録資格とは、「自治会長」など代表者としての肩書き等を記載します。

(登録事項の修正)

第7条 市長は、法第260条の2第11項の規定に基づく変更の届出により印鑑登録票の登録事項に変更があったときは、団体印鑑の登録の抹消に係るものを除き、職権によりこれを修正するものとする。

【趣旨】

本条は、認可地縁団体印鑑登録票の記載内容に変更が生じた場合の取り扱いについて定めています。

【解説】

地方自治法第260条の2第10項の規定によって告示した事項に変更が生じた場合は、地方自治法第260条の2第11項の規定により市長に変更の届け出をしなければなりません。市長は、地方自治法第260条の2第11項の規定による変更の届け出を受けたことによって、印鑑登録票の登録事項に変更が生じた場合、職権により修正することになっています。ただし、団体印鑑の抹消は除いています。

(印鑑登録票の再製)

第8条 市長は、次の各号の1に該当する場合は、団体印鑑の登録を受けている者(以下「登録者」という。)にその旨を通知し、登録されている団体印鑑(以下「登録印鑑」という。)の提示を求めて印鑑登録票を再製することができる。

- (1) 印鑑登録票の印影が不鮮明になったとき。
- (2) 印鑑登録票が滅失し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他市長が再製する必要があると認めたとき。

【趣旨】

本条は、印鑑登録票の印影が不鮮明になった場合など、印鑑登録票を再製する場合の取り扱いについて定めています。

【解説】

第1号から第3号のいずれか1つに該当する場合には、市長は団体印鑑の登録を受けている者に対してその旨を通知し、登録されている団体印鑑の提示を求めて印鑑登録票を再製することができます。

(印鑑登録の廃止等)

第9条 登録者は、団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録印鑑を自ら持参し、市長に廃止の届出をしなければならない。

2 登録者は、登録印鑑を亡失したときは、個人印鑑を自ら持参し、直ちに市長に廃止の届出をしなければならない。

【趣旨】

本条は、団体印鑑の登録を廃止する場合の取り扱いについて定めています。

【解説】

< 第1項・第2項関係 >

団体印鑑の登録を受けている者が、団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録している団体印鑑を自ら持参し、市長に廃止の届け出をしなければなりません。また、団体印鑑の登録を受けている者が、登録している団体印鑑を亡失したときは、直ちに市長に廃止の届け出をしなければなりません。いずれの場合も、認可地縁団体印鑑登録廃止届(第2号様式)に認可地縁団体の代表者等の個人印鑑を押印し、押印した個人印鑑の印鑑登録証明書を添付して申請しなければなりません。なお、第13条の規定により代理人の申請も認められています。

(印鑑登録の抹消)

第10条 市長は、前条の届出があったとき、又は次の各号の1に該当したときは、団体印鑑の登録を抹消する。

- (1) 登録者の登録資格に変更が生じたとき。
- (2) 認可地縁団体が解散したとき。
- (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、市長が登録印鑑として適当でないとして認めるとき。
- (4) その他市長が団体印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたとして認めるとき。

2 市長は、前項第3号又は第4号の規定により団体印鑑の登録を抹消したときは、当該登録者にその旨を通知するものとする。

【趣旨】

本条は、団体印鑑の登録を抹消する場合の取り扱いについて定めています。

【解説】

<第1項>

市長は、第9条の届け出があったとき、または第1号から第4号に該当する場合には、団体印鑑の登録を抹消します。

<第2項>

市長は、第1項第3号又は第4号の規定により団体印鑑の登録を抹消したときは、団体印鑑の登録を受けている者に対してその旨を通知します。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第11条 登録者は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録印鑑を自ら持参し、市長に申請しなければならない。

【趣旨】

本条は、団体印鑑の登録を受けている者が、団体印鑑の登録について証明書の交付を受けようとするときの手続きについて定めています。

【解説】

団体印鑑の登録を受けている者が、団体印鑑の登録について証明書の交付を受けようとするときは、登録されている団体印鑑を自ら持参し、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第3号様式）に押印して市長に申請しなければなりません。なお、第13条の規定により代理人の申請も認められています。

(印鑑登録証明書の交付)

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、第6条第1号の印影の写しについて証明するほか、必要な事項を記載し、認可地縁団体印鑑登録証明書として交付する。

【趣旨】

本条は、市長が認可地縁団体印鑑登録証明書を交付する場合の取扱いについて定めています。

【解説】

市長は、団体印鑑の登録を受けている者から団体印鑑の登録について証明書の交付を求められた場合、認可地縁団体印鑑登録証明書（第4号様式）により証明書を交付します。

(代理人の申請等)

第13条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、第4条の申請、第9条第1項若しくは第2項の届出又は第11条の申請を当該代理人により行うことができる。この場合において、当該代理人は、委任の旨を証する書類を市長に提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、認可地縁団体の代表者等に代理人を置いている場合の申請や届け出等の手続きについて定めています。

【解説】

認可地縁団体の代表者等に地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている認可地縁団体は、団体印鑑の登録申請(第4条)、団体印鑑の登録廃止(第9条第1項若しくは第2項)、団体印鑑の登録証明書の交付申請(第11条)を代理人により行うことができます。この場合には、代理人は団体印鑑を登録している者から委任を受けた旨を証した書類を市長に提出しなければなりません。

(登録申請者の確認等)

第14条 市長は、第4条の申請、第9条第1項若しくは第2項の届出又は第11条の申請があったときは、当該申請等が適正であることを確認しなければならない。

【趣旨】

本条は、申請や届け出があった場合、これらが適正であるかどうか市長に確認する義務があることを定めています。

【解説】

市長は、団体印鑑の登録申請（第4条）、団体印鑑の登録廃止（第9条第1項若しくは第2項）、団体印鑑の登録証明書の交付申請（第11条）の申請があったときは、これらの申請等が適正であることを確認しなければなりません。

(閲覧の禁止)

第15条 市長は、印鑑登録票その他団体印鑑に関する書類を閲覧に供してはならない。

【趣旨】

本条は、団体印鑑の登録票などの書類の閲覧について定めています。

【解説】

印鑑登録票や団体印鑑に関する書類は、閲覧することができません。

(質問調査)

第16条 市長は、団体印鑑の登録及び証明に関し、必要があると認めるときは、関係人に対し質問し、又は必要な事項について調査することができる。

【趣旨】

本条は、市長が団体印鑑の登録や証明について、質問や調査する権利があることを定めています。

【解説】

市長は、第14条の規定により申請書等が適正であるかどうか判断しなければならないことから、団体印鑑の登録及び証明に関して必要性があれば、関係者に対する質問や必要な事項について調査することができることになっています。

(大和市行政手続条例の適用除外)

第17条 この条例の規定による処分については、大和市行政手続条例(平成9年大和市条例第2号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

【趣旨】

本条は、本条例の規定と大和市行政手続条例の規定との関係について定めています。

【解説】

印鑑登録の抹消など、本条例の規定による処分については、大和市行政手続条例(平成9年大和市条例第2号)第2章に定める「申請に対する処分」及び第3章に定める「不利益処分」のい

ずれも適用されないと定めています。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、本条例の施行の際に必要となる規定として、大和市認可地縁団体に関する印鑑条例施行規則を定めています。